

貝塚市下水道事業経営戦略

（令和 6 年度改定）

令和 7 年 3 月改定

貝塚市上下水道部

1. 経営戦略の趣旨	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 改定の趣旨	1
(3) 経営戦略の位置づけ	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	5
3. 将来の事業環境	8
(1) 処理区域内人口の予測	8
(2) 有収水量の予測	9
(3) 使用料収入の見通し	10
(4) 施設の見通し	11
(5) 組織の見通し	11
4. 経営の基本方針	11
5. 投資・財政計画（収支計画）	12
(1) 投資・財政計画（収支計画）	12
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	16
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	22

貝塚市下水道事業経営戦略（令和6年度改定）

団 体 名 : 貝塚市上下水道部

事 業 名 : 貝塚市公共下水道事業

策 定 日 : 令和7年3月

計 画 期 間 : 令和6年度 ～ 令和15年度

1. 経営戦略の趣旨

（1）策定の趣旨

貝塚市下水道事業は、経営の健全化を図り、下水道サービスを安定的に供給するため、令和元年度から、地方公営企業法の適用を受け企業会計に移行しました。長期にわたる相当規模の投資が必要となるなど、厳しい経営状況が見込まれる中、貝塚市下水道事業のさらなる効率化や経営の健全化を図るため、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「貝塚市下水道事業経営戦略」を策定しました。

（2）改定の趣旨

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財務マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、定期的な見直しを行うことが重要です。

令和2年の策定から5年が経過することに伴い、投資・財政計画を更新することで、社会情勢の変化に対応した内容となるよう改定するものです。

（3）経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「第4次貝塚市中長期下水道整備計画」とともに、「第5次貝塚市総合計画」に掲げている「安全な水を安定して供給し、健全な水循環を維持する」を実現するための中長期的な経営の基本計画で、この経営戦略を踏まえ毎年度の予算編成を行います。見直しにおける計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

※ 令和6年3月

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年4月供用開始 (供用開始後36年)	法適(全部適用・一部 適用)非適の区分	全部適用 平成31年4月1日
処理区域内人口密度	5,309人/㎢	流域下水道等への 接続の有無	流域下水道へ接続有り
処理区数	2処理区 ・南大阪湾岸流域下水道北部処理区 ・南大阪湾岸流域下水道中部処理区		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適 化実施状況*1	南大阪湾岸流域(北部・中部)関連公共下水道として、広域化を実施し ています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	図表1 一般家庭用使用料金		1か月・消費税を除く	
	水量		使用料	
	10 m ³ まで		(基本料金)	849円
	11 m ³ ~	20 m ³ まで	1 m ³ につき	107円
	21 m ³ ~	30 m ³ まで	1 m ³ につき	130円
	31 m ³ ~	50 m ³ まで	1 m ³ につき	155円
	51 m ³ ~	100 m ³ まで	1 m ³ につき	187円
	101 m ³ ~	500 m ³ まで	1 m ³ につき	229円
	501 m ³ ~	1,000 m ³ まで	1 m ³ につき	262円
	1,001 m ³ ~		1 m ³ につき	276円

業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭使用料と同じ		
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場：1㎡につき25円		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり)	令和3年度 1,919円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,739円
	令和4年度 1,919円		令和4年度 2,746円
※過去3年度分を記載	令和5年度 1,919円		令和5年度 2,765円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

■職員数

令和5年度末の職員数（会計年度任用職員を除く）は、上下水道総務課、上下水道営業課、下水道推進課の3課の合計で23名となっております。

図表2 職員配置

（単位：人）※令和6年3月

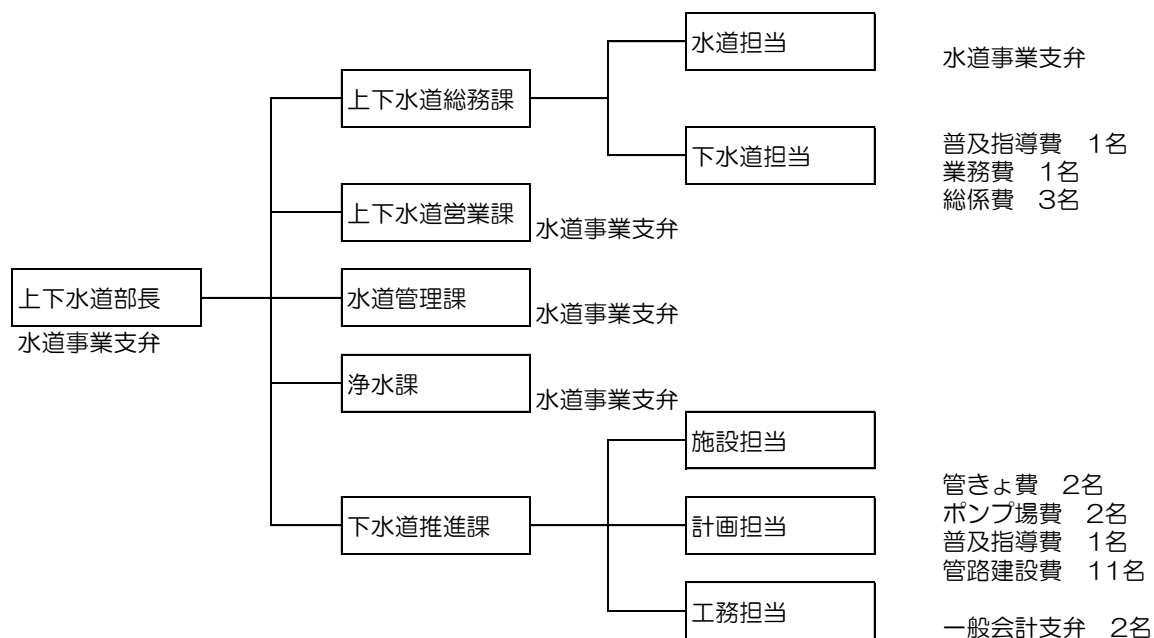
区 分	職 員		合 計
	事 務 職	技 術 職	
上 下 水 道 部 長		【1】	【1】
上 下 水 道 部 次 長	1		1
上 下 水 道 総 務 課 課 長	次長兼務		
そ の 他 の 職 員			4
上 下 水 道 営 業 課 そ の 他 の 職 員	1		1
下 水 道 推 進 課 課 長 ・ 補 佐 ・ 主 幹		3	3
施 設 担 当	1	4	5
計 画 担 当		2	2
工 務 担 当		7	7
計	7	16	23

■事業運営組織

令和6年度現在の下水道事業に携わっている組織体制は下図のとおりであり、上下水道総務課、上下水道営業課、下水道推進課の3課で構成されています。

図表3 組織体制図

※令和6年4月



(2) 民間活力の活用等

貝塚市下水道事業において、これまでに実施した主な民間活力の活用等は次のとおりです。

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	●雨水ポンプ場、マンホールポンプ場等の運転管理の民間委託 ●下水道使用料の徴収業務を水道事業へ委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	●脇浜ポンプ場用地を駐車場として貸出

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知））を次ページに添付します。

① 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は101.78%となり、類似団体平均値の106.74%よりは低いものの、経常収支で黒字を計上することができました。

累積欠損金比率は0%となっており、類似団体よりも健全な状態となっています。

流動比率は翌年度償還の建設改良に充てた企業債の計上により33.92%となり、類似団体平均値の81.19%を大きく下回りました。

企業債残高対事業規模比率は1,354.63%となり、事業開始当初の大規模投資分の企業債が残っているため、類似団体平均値の1.9倍となりました。

経費回収率は96.24%で、平成30年4月の下水道使用料の改定等の影響により、類似団体平均値90.50%よりも高い数値となっていますが、汚水処理に係る経費を下水道使用料で賄っていない状態となっています。

汚水処理原価は142.66円で、類似団体平均値138.67円よりも高い数値であり、前年度よりも1.32%上昇しました。

なお、施設利用率については、単独処理場を設置していないため、当該値を計上していません。

② 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、令和元年度から地方公営企業法を適用したため、類似団体平均値よりも低くなっています。

管渠老朽化率は0.00%になっていますが、汚水管渠は供用開始後35年程度であり、法定耐用年数を経過した管渠は存在しないためです。

管渠改善率は0.00%になっていますが、汚水管渠は供用開始後35年程度と著しい劣化は見られないためです。地域条件によっては劣化が進行している管渠もあることから、これらの管渠については、順次改築更新を行っていきます。

耐用年数を経過した雨水ポンプ場、マンホールポンプ場については、ストックマネジメント計画に基づき改築更新を行っています。

③ 全体総括

令和4年度決算では収益的収支で最終黒字を計上することができましたが、今後は、下水道施設の整備及び更新に伴う減価償却費の増加、流域下水道維持管理負担金の増加、企業債償還金が高水準で継続すること等により、厳しい経営が続く見込みです。

その中で、今後も下水道サービスを持続できるよう効率的な事業運営を目指すため、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「第4次貝塚市中長期下水道整備計画」及

び「貝塚市下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な整備・改築更新を進めるとともに、更なる経費の節減、安定的な収入の確保に努め、収支改善に向けた取組を着実に進めていきます。

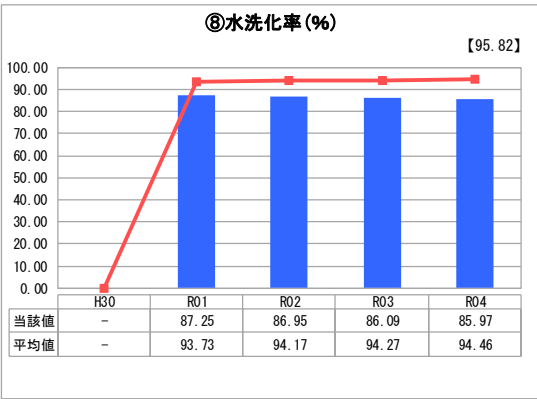
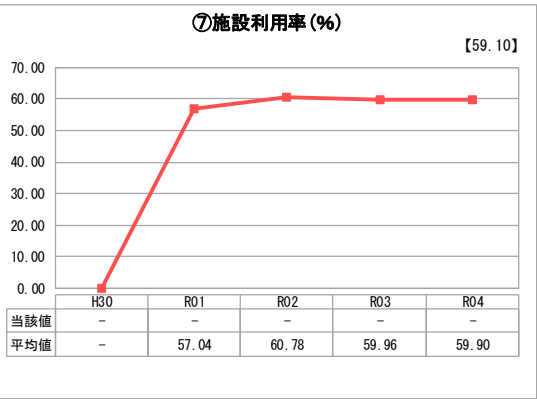
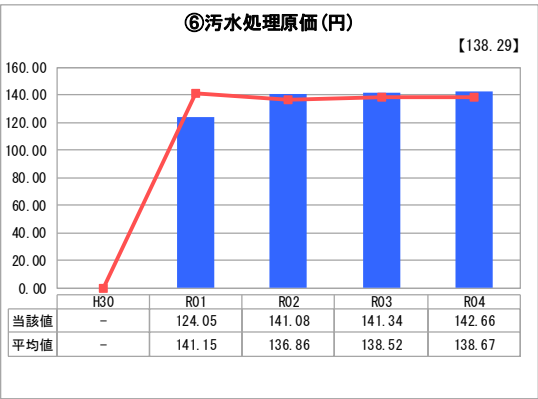
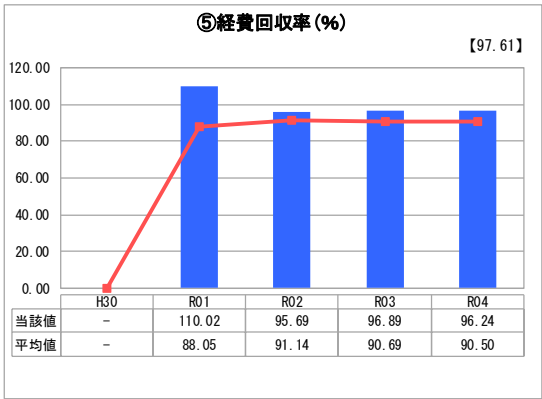
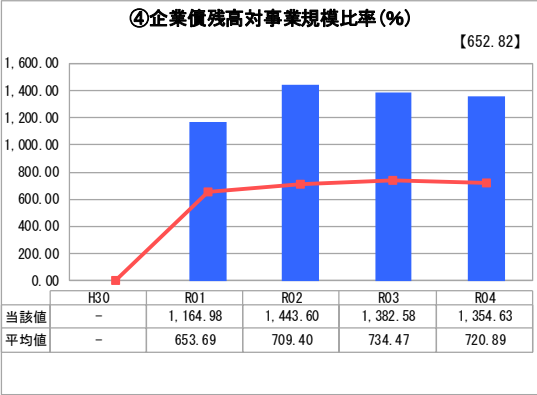
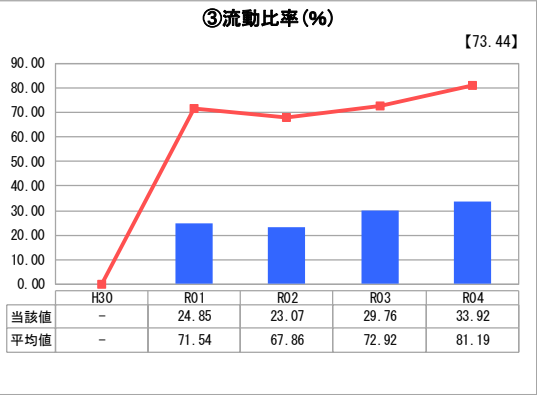
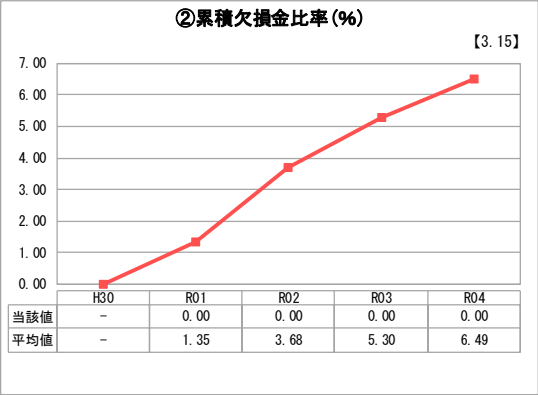
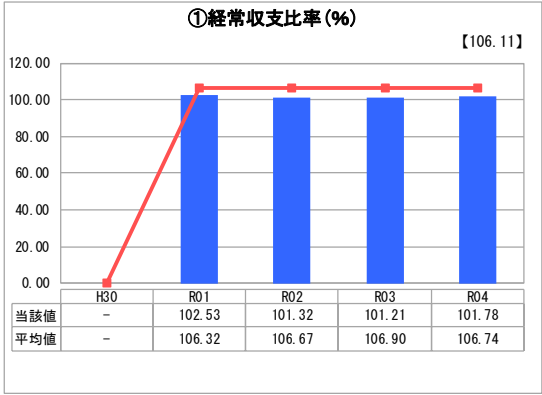
図表4 経営比較分析表（令和4年度決算）

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	54.24	66.65	89.92	2,110

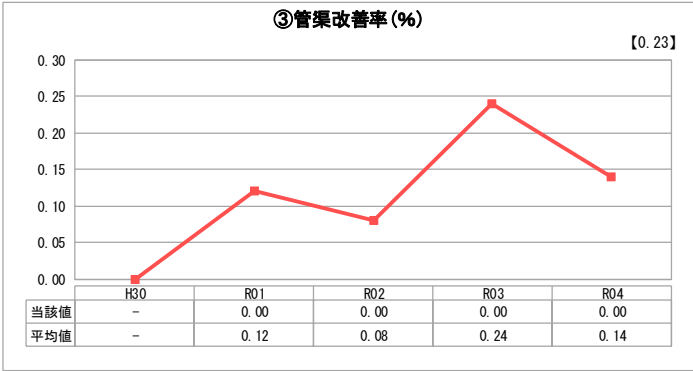
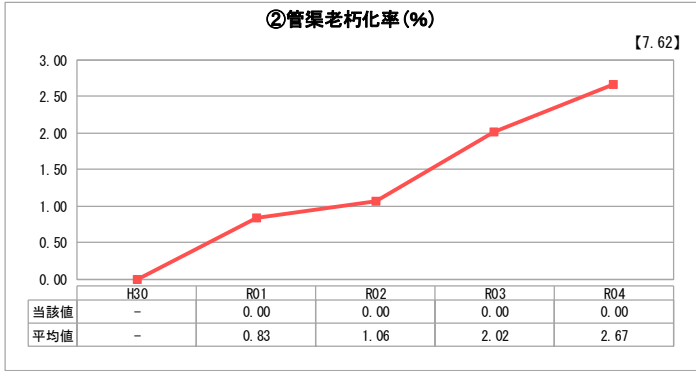
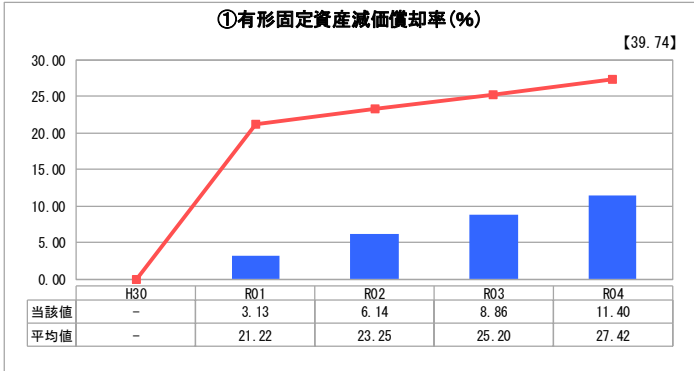
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
83,156	43.93	1,892.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
55,292	10.35	5,342.22

グラフ凡例
■ 本市の値
— 類似団体平均値
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

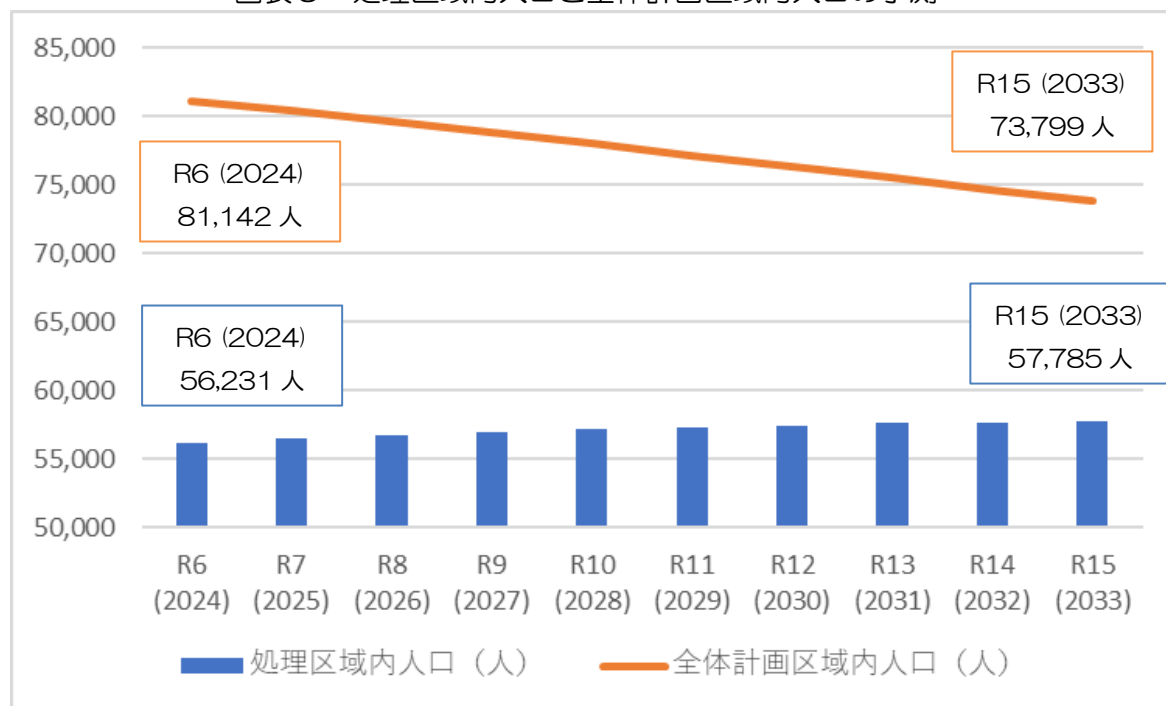
本市の行政人口は、年々減少しており、令和5年度末において82,146人となっています。令和2年度に策定した貝塚市下水道事業経営戦略の全体計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成29年（2017年）推計）」の人口予測による行政人口を基に見込みましたが、令和5年度（2023年度）の全体計画区域内人口は81,860人となり、予測値の83,919人を下回りました。

今回の貝塚市下水道事業経営戦略の改定にあたり、令和6年度（2024年度）以降の行政人口については、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計人口である「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」の人口予測を基に見込むことにしました。

全体計画区域内人口は、行政人口に令和元年度から令和5年度までの行政人口に対する比率の平均値である99.61%を乗じて予測しました。

全体計画区域内人口は減少していく予測となりますが、処理区域内人口については、普及促進により、下水道処理人口普及率を毎年度約1%向上させることで微増していくものと予測しています。

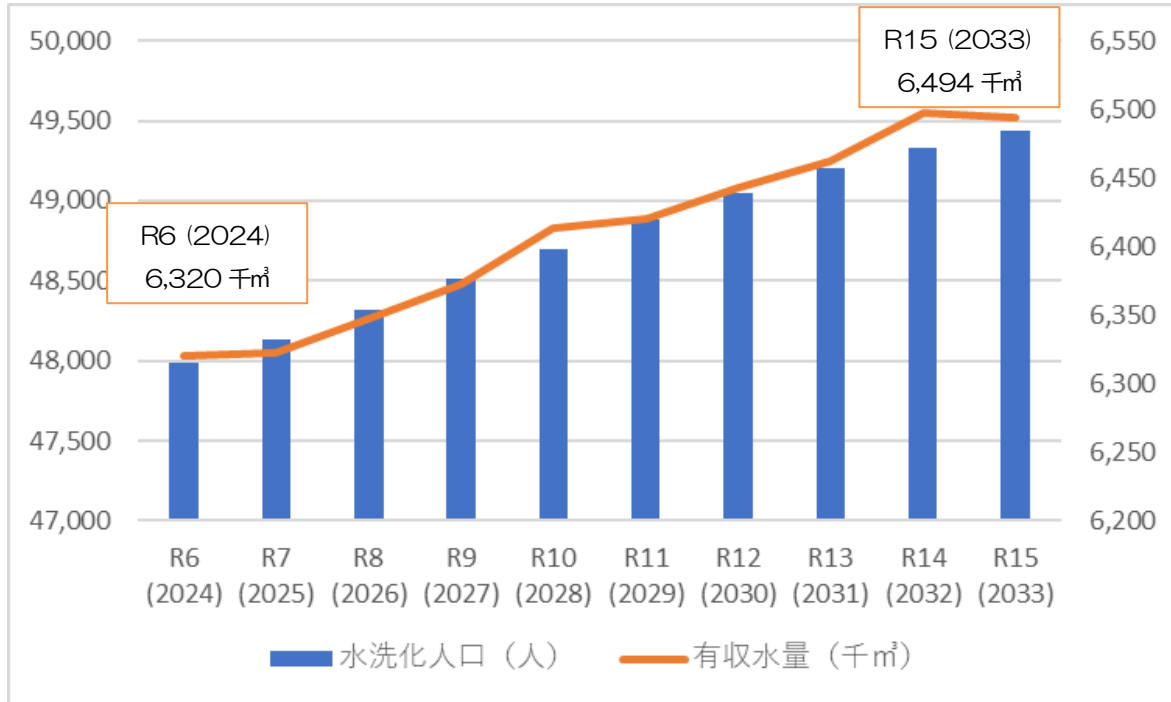
図表5 処理区域内人口と全体計画区域内人口の予測



（２）有収水量の予測

第4次貝塚市中長期下水道整備計画に基づき、年当たりの普及率が約１％増加すると設定し、処理区域内人口と連動した水洗化人口を予測し、これに１人１日当たりの処理水量及び有収率を乗じて予測した結果、計画期間中は、微増してく予測となります。

図表６ 水洗化人口と有収水量の予測

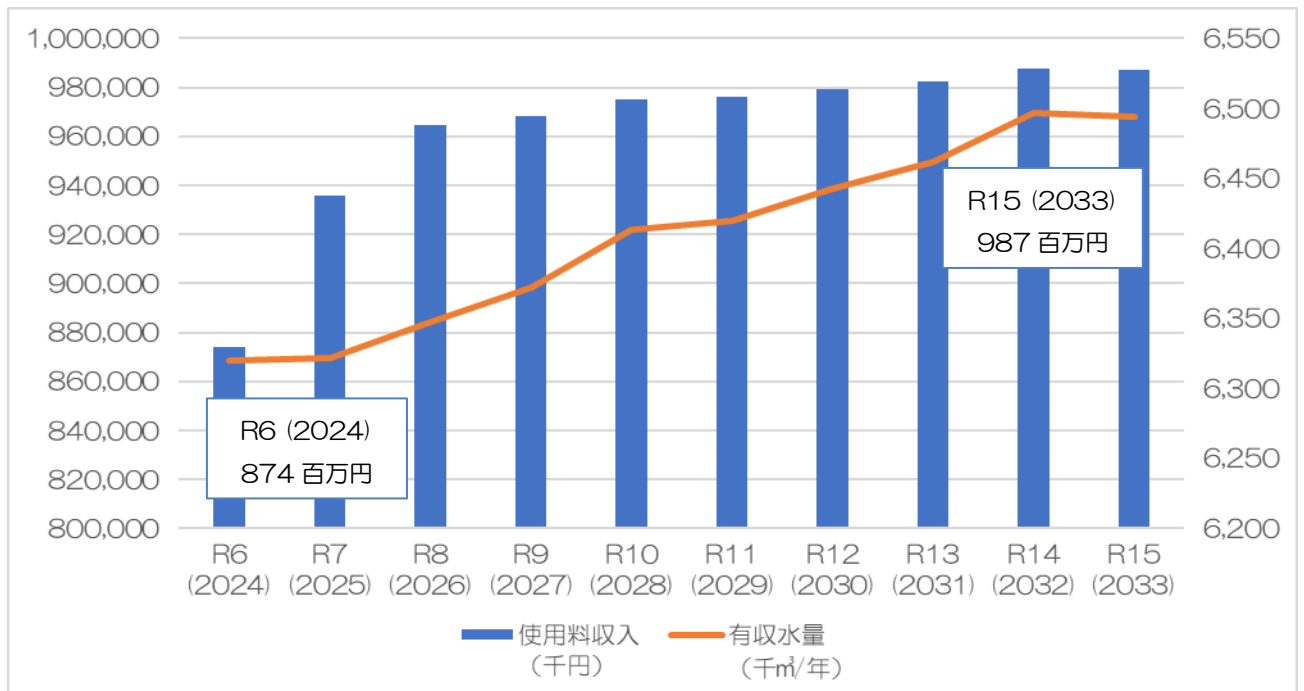


項目	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
総処理水量 (千m³/年)	7,166	7,168	7,196	7,224	7,271	7,279	7,305	7,327	7,366	7,362
有収水量 (千m³/年)	6,320	6,322	6,347	6,372	6,413	6,420	6,443	6,462	6,497	6,494
有収率 (%)	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%
水洗化人口 (人)	47,985	48,131	48,321	48,510	48,694	48,878	49,050	49,200	49,327	49,438
1人1日当たりの 処理水量 (ℓ/人・日)	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408

(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価を乗じて予測しました。普及促進により有収水量が増加することから、計画期間中は、使用料収入も微増していく予測となります。

図表7 使用料収入と有収水量の予測



※令和7年度の使用料収入の増加は、企業誘致に伴う減免が終了することに伴う増加です。

項目	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)
有収水量 (千m³/年)	6,320	6,322	6,347	6,372	6,413	6,420	6,443	6,462	6,497	6,494
使用料単価 (円)	138.3	148.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0	152.0
使用料収入 (千円)	873,737	935,639	964,720	968,493	974,830	975,840	979,274	982,269	987,502	987,020

※有収水量、使用料収入とも端数処理を行っている。

（４）施設の見通し

貝塚市所有の下水道施設は、汚水管路施設約 203,604m、マンホールポンプ場 14 箇所、雨水管路施設約 36,628m、雨水ポンプ場 4 箇所があり、今後は、この膨大な下水道施設を適切に管理しながら、普及促進、雨水ポンプ場設備整備による所有資産の増加や、改築事業、災害対策等を一体的に展開しなければなりません。

また、整備後、約 35 年近く経過する雨水ポンプ場、マンホールポンプ場等の設備の老朽化が懸念され、今後も安定した下水道サービスを持続的に提供するため、改築・更新の老朽化対策を講じる必要があります。さらに、耐震化の必要な施設については、順次、耐震化対策を講じる必要があります。

（５）組織の見通し

計画期間内において、未普及地域の解消に向けた汚水整備、雨水ポンプ場設備整備等を計画していることから、現状の組織体制を維持するが、組織や定員等については、常に現状を把握し、組織形態や業務量の整合性に努め、効率化を図ります。

また、適切な職員数と人材の確保を図るため、年齢及び勤続年数が偏ることのないように長期的な人事マネジメントが求められます。特に技術職員の確保が困難な状況にありますが、今後増加する老朽化対策事業等を適切に実施していくためには、人材の確保について多様な手法を検討する必要があると考えています。

（現状の職員数については p3 参照）

4. 経営の基本方針

下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質改善等を目的とし、安全・安心で快適な市民生活や美しく暮らしたいまちづくりのために必要な都市基盤施設です。このため、持続可能な下水道事業経営を行うため次の事項について取り組んでまいります。

- 今後見込まれる人口減少や施設の更新に備え、安定的な財源確保のため、下水道接続率の向上を図ります。
- 下水道施設の適正な維持管理を図るため、下水道ストックマネジメント計画を活用し、効率的・効果的な改築・更新計画に取り組みます。
- 投資効果の高い区域を優先し、事業の効率性を図るとともに、建設コストを縮減するなど、新たな整備手法を検討しながら下水道施設の整備を進めます。
- 行政区域を越え、広域的に下水道施設の更新や集約・再編、新設も組み合わせ、効率的・効果的にマネジメントする地域インフラ群再生マネジメントに取り組み、下水道施設の機能・性能を維持します。

- 民間の知恵やノウハウを取り入れた官民連携により管理・更新を一体的にマネジメントするウォーターPPP の導入を検討し、人員削減や経費削減に努めます。
- 近年の気候変動の影響を踏まえ、従来の雨水管整備やポンプ場整備による「流す」だけでなく、貯留槽や雨水浸透施設の設置など一時的に雨水を貯留、浸透させる「貯める」、水路の点検、清掃等を事前に実施して浸水被害を軽減させる「備える」といった観点も考慮した雨水管理総合計画を策定し、都市機能の集積状況に応じたメリハリのある浸水対策を講じます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

計画期間における投資・財政計画、原価計算表は次に示すとおりです。

■収益的収支

		(単位:千円, 税抜き)									
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,211,029	1,332,985	1,370,651	1,401,003	1,442,068	1,461,945	1,488,943	1,513,200	1,543,139	1,560,738
	(1) 使 用 料 収 入	873,737	935,639	964,720	968,493	974,830	975,840	979,274	982,269	987,502	987,020
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	337,292	397,346	405,931	432,510	467,238	486,105	509,669	530,931	555,637	573,718
	2. 営 業 外 収 益	1,212,198	1,170,163	1,190,596	1,215,601	1,246,756	1,269,702	1,291,126	1,309,517	1,327,858	1,343,078
	(1) 補 助 金	470,560	411,215	416,938	418,093	419,276	423,683	424,347	425,405	426,459	427,523
	他 会 計 補 助 金	470,560	411,215	416,938	418,093	419,276	423,683	424,347	425,405	426,459	427,523
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	719,694	737,004	751,714	775,564	805,536	824,075	844,835	862,168	879,455	893,611
	(3) そ の 他	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944	21,944
	収 入 計 (C)	2,423,227	2,503,148	2,561,247	2,616,604	2,688,824	2,731,647	2,780,069	2,822,717	2,870,997	2,903,816
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	2,172,431	2,269,472	2,325,870	2,380,246	2,467,184	2,531,365	2,597,753	2,656,166	2,715,742	2,754,161
	(1) 職 員 給 与 費	80,847	88,540	88,964	89,389	89,816	90,245	90,677	91,111	91,547	91,985
	基 本 給 与	40,200	44,219	44,441	44,663	44,886	45,110	45,336	45,563	45,791	46,019
	退 職 給 付 費	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914
	そ の 他	36,733	40,407	40,609	40,812	41,016	41,221	41,427	41,634	41,842	42,052
	(2) 経 費	559,162	570,546	587,343	579,639	591,366	606,450	614,868	623,174	631,774	640,541
	動 力 費	7,305	7,451	7,451	7,451	7,451	7,451	7,451	7,451	7,451	7,451
	修 繕 費	5,076	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178
	材 料 費	205	209	209	209	209	209	209	209	209	209
	そ の 他	546,576	557,708	574,505	566,801	578,528	593,612	602,030	610,336	618,936	627,703
	(3) 減 価 償 却 費	1,532,422	1,610,386	1,649,563	1,711,218	1,786,002	1,834,670	1,892,208	1,941,881	1,992,421	2,021,635
	2. 営 業 外 費 用	222,399	249,741	263,318	283,832	308,478	331,800	351,431	365,886	378,109	388,895
	(1) 支 払 利 息	209,163	236,505	250,082	270,596	295,242	318,564	338,195	352,650	364,873	375,659
	(2) そ の 他	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236	13,236
	支 出 計 (D)	2,394,830	2,519,213	2,589,188	2,664,078	2,775,662	2,863,165	2,949,184	3,022,052	3,093,851	3,143,056
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	28,397	△ 16,065	△ 27,941	△ 47,474	△ 86,838	△ 131,518	△ 169,115	△ 199,335	△ 222,854	△ 239,240
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114	△ 1,114
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	27,283	△ 17,179	△ 29,055	△ 48,588	△ 87,952	△ 132,632	△ 170,229	△ 200,449	△ 223,968	△ 240,354
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	229,991	212,812	183,757	135,169	47,217	△ 85,415	△ 255,644	△ 456,093	△ 680,061	△ 920,415
流 動	資 産 (J)	426,329	405,146	459,983	543,985	575,947	603,872	583,279	524,470	400,861	231,567
	う ち 未 収 金	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919	198,919
	負 債 (K)	1,702,204	1,637,032	1,651,573	1,871,736	1,527,696	1,509,685	1,542,080	1,584,473	1,603,206	1,560,942
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,355,708	1,290,536	1,305,077	1,525,240	1,181,200	1,163,189	1,195,584	1,237,977	1,256,710	1,214,446
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	う ち 未 払 金	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975	313,975
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	6	17	30	44	59
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,211,029	1,332,985	1,370,651	1,401,003	1,442,068	1,461,945	1,488,943	1,513,200	1,543,139	1,560,738
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(N)	1,275,875	1,231,886	1,191,590	1,327,751	951,749	905,813	958,801	1,060,003	1,202,345	1,329,375
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	1,211,029	1,332,985	1,370,651	1,401,003	1,442,068	1,461,945	1,488,943	1,513,200	1,543,139	1,560,738
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		105	92	87	95	66	62	64	70	78	85

■資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収入	1. 企業債	1,972,930	1,362,700	1,547,200	1,806,600	1,684,000	1,396,100	1,172,200	1,148,900	1,127,800	1,102,700
	うち資本費平準化債	400,000	400,000	400,000	400,000	559,500	210,000	150,000	140,000	120,000	100,000
	2. 他会計出資金	80,922	69,481	55,489	55,261	56,542	56,545	54,002	55,171	56,402	54,963
	3. 他会計補助金	33,036	33,041	32,707	32,515	31,964	31,971	31,977	31,984	31,804	31,810
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	1,004,347	583,600	736,300	977,900	705,000	711,000	586,500	603,500	588,000	553,700
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	27,866	25,500	24,000	24,000	19,400	19,200	20,500	19,100	21,300	24,000
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	3,119,101	2,074,322	2,395,696	2,896,276	2,496,906	2,214,816	1,865,179	1,858,655	1,825,306	1,767,173
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	3,119,101	2,074,322	2,395,696	2,896,276	2,496,906	2,214,816	1,865,179	1,858,655	1,825,306	1,767,173
	1. 建設改良費	2,733,198	1,715,700	2,026,000	2,524,500	1,934,000	1,990,000	1,690,000	1,690,000	1,690,000	1,657,400
	うち職員給与費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
資本的支出	2. 企業債償還金	1,380,524	1,355,708	1,290,536	1,305,077	1,525,240	1,181,200	1,163,189	1,195,584	1,237,977	1,256,710
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	4,113,722	3,071,408	3,316,536	3,829,577	3,459,240	3,171,200	2,853,189	2,885,584	2,927,977	2,914,110
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	994,621	997,086	920,840	933,301	962,334	956,384	988,010	1,026,929	1,102,671	1,146,937
補填財源	1. 損益勘定留保資金	783,829	877,386	813,958	803,065	860,553	850,039	897,737	938,074	1,012,607	898,270
	2. 利益剰余金処分別	50,759	27,282	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	13,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	146,453	92,418	106,882	130,236	101,781	106,345	90,273	88,855	90,064	89,973
	計 (F)	994,621	997,086	920,840	933,301	962,334	956,384	988,010	1,026,929	1,102,671	988,243
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	158,694
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		21,035,131	21,042,123	21,298,787	21,800,310	21,959,070	22,173,970	22,182,981	22,136,297	22,026,120	21,872,110

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分		807,490	808,199	822,507	850,241	886,152	909,426	933,654	955,974	981,733	1,000,879
	うち基準内繰入金	704,648	782,488	822,507	850,241	886,152	909,426	933,654	955,974	981,733	1,000,879
	うち基準外繰入金	102,842	25,711	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		113,958	102,522	88,196	87,776	88,506	88,516	85,979	87,155	88,206	86,773
	うち基準内繰入金	83,958	72,522	58,196	57,776	58,506	58,516	55,979	57,155	58,206	56,773
	うち基準外繰入金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
合 計		921,448	910,721	910,703	938,017	974,658	997,942	1,019,633	1,043,129	1,069,939	1,087,652

原価計算表

供用開始年月日

平成元年4月

処理区域内人口

55,889人(令和6年3月31日現在)

計算期間

自令和6年4月至令和16年3月
(10年間)

収入の部				
項 目		金 額		
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
使用料(X)		円	千円	千円
		857,392,677	962,932	962,932
受託工事収益		0	0	0
その他		823,621,486	917,932	917,932
合計		1,681,014,163	1,880,864	0

支出の部				
項 目		金 額		
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
管渠費	人件費	給料	円	千円
			7,314,900	8,932
				1,786
	福利費	諸手当	3,797,842	4,636
		福利費	2,195,866	2,681
				536
	工事請負費	修繕費	2,238,700	2,441
		材料費	181,403	209
				0
ポンプ場費	人件費	給料	6,409,200	7,826
				7,826
		諸手当	4,097,858	5,004
	福利費	福利費	1,903,362	2,324
				2,324
		動力費	6,188,108	5,920
	工事請負費	修繕費	2,674,330	2,643
		材料費	4,680,000	3,449
				3,449
一般管理費	人件費	給料	22,820,845	27,865
				6,078
		諸手当	18,278,992	21,829
	福利費	福利費	6,727,965	8,215
				1,789
		流域下水道管理運営費負担金	363,930,922	436,060
	委託費	委託料	46,682,027	47,817
				19,373
		その他	22,376,802	22,860
資本費	一般管理費	その他	22,376,802	22,860
				19,971
				2,889
	ポンプ場費	ポンプ場費	480,817,553	564,646
				224,638
				340,008
	管渠費	管渠費	218,142,613	301,153
				62,584
		減価償却費	795,714,440	987,875
その他	人件費	人件費	0	0
				0
		企業債取扱諸費	0	0
	福利費	福利費	0	0
				0
		その他	0	0
	委託費	委託料	0	0
				0
		その他	0	0
合計	管渠費	管渠費	1,013,857,053	1,289,028
				576,265
		その他	712,763	712,763
	ポンプ場費	ポンプ場費	1,627,972,903	1,992,062
				895,625
		その他	0	0
	一般管理費	一般管理費	0	0
				0
		その他	0	0

資産維持費(Z)	476,542
使用料対象経費(Y)+(Z)	1,572,979
※支出の部の合計は営業費用に営業外費用を加えたものから長期前受金戻入を除いた金額となる。	
(X)÷((Y)+(Z))*100=	61.22

＜使用料水準についての説明＞

・資産維持費については、償却資産額(建物、構築物等)の料金算定期間期首残高に、資産維持率を乗じて得た額を計上した。資産維持率は、永続的な排水サービスの提供を確保できる水準として1.5%とした。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■目標

第4次貝塚市中長期下水道整備計画（令和2年度から令和11年度）に基づき次のとおり投資する計画です。

- 汚水整備の整備済人口普及率を令和11年度に74%とします。
- ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築・更新を講じます。

項目別投資計画												単位:百万円
項	目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	計
整備事業費	汚水整備	1,147	1,273	1,200	1,500	1,270	1,258	1,027	953	1,064	1,200	11,892
	管渠整備	1,565	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,565
	雨水ポンプ場整備	0	41	273	120	0	0	0	0	0	0	434
	計	1,565	41	273	120	0	0	0	0	0	0	1,999
	小計	2,712	1,314	1,473	1,620	1,270	1,258	1,027	953	1,064	1,200	13,891
ストックマネジメント事業費	雨水ポンプ場（改築・更新）	448	205	360	682	490	502	433	507	396	227	4,250
	汚水マンホールポンプ場（改築・更新）	0	24	18	31	0	0	0	0	0	0	73
	汚水管路施設（点検・調査）	24	40	40	40	40	40	40	40	40	40	384
	雨水管路施設（点検・調査）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	472	269	418	753	530	542	473	547	436	267	4,707
事業費計		3,184	1,583	1,891	2,373	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500	1,467	18,598

② 収支計画のうち財源についての説明

■財源の積算の考え方

○収益的収入

料金収入 （使用料収入）	● 年間有収水量に供給単価を乗じて算定する。 ● 令和6年度以降の年間有収水量は水需要予測結果に基づくものとする。 ● 令和6年度の供給単価については、令和5年度の決算値とする。大口利用者に対する企業減免の減免終了に伴う増加を勘案し、令和7年度の供給単価については148.0円、令和8年度以降の供給単価については152.0円とする。
受託工事収益	● 計上しない。
その他営業収益	● 雨水処理負担金と手数料収入を計上する。 ● 雨水処理負担金については、雨水処理に係る減価償却費、企業債の支払利息、維持管理費用等に対する一般会計繰入金を計上する。

	● 手数料収入については、令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。
補助金	● 他会計補助金は、下水道事業に係る繰出基準に基づく基準内繰入と繰出基準に基づかない基準外繰入の合計額とする。 ● 基準内繰入は、分流式下水道等に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費等について、投資計画等を踏まえ計上する。 ● 基準外繰入のうち大口利用者に対する企業減免補てん分として、令和6年度に102,842千円、令和7年度に25,711千円を見込む。令和8年度以降は見込まない。 ● その他補助金は、計上しない。
長期前受金戻入	● 既存施設については、財源別予定固定資産明細表に基づいて設定する。 ● 新規施設については、「国庫（府）補助金」、「他会計負担金」、「工事納付金（工事負担金）」分の工事費を工種別に整理し、残存価格として10%を考慮した上で管渠、構造物の償却率は2%（耐用年数50年と設定）、機械・電気設備（機械・電気・計装）の償却率は6.7%（耐用年数15年と設定）で計算する。
その他営業外収益	
雑収益	● 令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。

○資本的収入

企業債	● 建設改良費（職員給与費除く）のうち適債事業費から国・都道府県補助金等（国・都道府県補助金、他会計補助金、工事負担金）の収入を除いた額を計上する。 ● 資本費平準化債については、下水道処理施設に係る企業債元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額を計上する。
他会計出資金	● 投資計画を踏まえ、計上する。
他会計補助金	● 投資計画を踏まえ、計上する。
国（府）補助金	● 投資計画を踏まえ、計上する。
工事負担金	● 投資計画を踏まえ、計上する。
他会計負担金 他会計借入金 固定資産売却代金 その他	● 計上しない

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■投資以外の経費の積算の考え方

○収益的支出

職員給与費	● 人件費の上昇を勘案し、基本給、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額は、令和5年度決算値に令和6年度は10%の増加、令和7年度にさらに10%の増加を見込み、令和8年度以降は(若干の上昇(0.5%)を考慮)一定とする。 ● 人件費の上昇を勘案し、退職給付費は令和3年度から令和5年度の平均値に10%の増加を見込み、令和7年度以降は令和6年度の数値で一定とする。
経費	
動力費	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
修繕費	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
材料費	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
流域下水道 維持管理負担金	● 大阪府からの見込みを基に計上する。
委託料	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
その他	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
減価償却費	● 既存分の減価償却費に、新規投資分として令和5年度以降の投資に係る減価償却費を加算する。さらに資産減耗費を加算する。 ● 既存分の減価償却費は、財源別予定固定資産明細表に基づき設定する。 ● 新規投資分の減価償却費は、工種別に設定し、残存価格として10%を考慮した上で管渠、構造物の償却率は2%（耐用年数50年と設定）、機械・電気設備（機械・電気・計装）の償却率は6.7%（耐用年数15年と設定）で計算する。 ● 資産減耗費は、令和3年度と令和4年度の平均値で一定とする。（除却資産等がなかった令和5年度は異常値として処理した。）
支払利息	● 旧債分と新債分に分けて算出する。 ● 旧債分の利息は企業債台帳を基に設定する。

	● 新債分の利息は、償還計算を設備については20年償還のうち5年据え置きで利率は2.0%、設備以外（土木構造物、管渠）については40年償還のうち5年据え置きで利率は2.5%、資本費平準化債については20年償還のうち3年据え置きで利率は2.0%の借入れ条件で算出する。
その他営業外費用	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。

○資本的支出

建設改良費	
工事費	● 貝塚市経営戦略（令和6年度改定）において見直した整備計画に基づくものとする。
事務費	● 人件費（給料、手当等、賞与等引当金繰入額、法定福利費）は、90,000千円で一定とする。 ● その他事務費は、10,000千円で一定とする。
企業債償還金	● 旧債分と新債分に分けて算出する。 ● 旧債分の利息は企業債台帳を基に設定する。 ● 新債分の元金は、償還計算を設備については20年償還のうち5年据え置きで利率は2.0%、設備以外（土木構造物、管渠）については40年償還のうち5年据え置きで利率は2.5%、資本費平準化債については20年償還のうち3年据え置きで利率は2.0%の借入れ条件で算出する。
他会計長期借入返還金 他会計への支出金 その他	● 見込まないこととする。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	●南大阪湾岸流域（北部・中部）関連公共下水道として、広域化を継続していきます。 ●広域的に下水道施設の更新や集約・再編、新設も組み合わせて、効率的・効果的にマネジメントする地域インフラ群再生戦略マネジメントに取り組んでいます。 ●今後、人口減少が予測されることから、普及促進による大幅な使用料収入は見込めません。そのため、費用対効果の得られない区域は、効率的な下水道経営、持続的な下水道事業実施等の観点から整備計画区域の見直しを検討し、最適化を図ります。
投資の平準化に関する事項	●投資の平準化を図った、第4次貝塚市中長期下水道整備計画に基づき、汚水整備、雨水整備、既存下水道施設の改築更新を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	●現在、ウォーターPPPの導入の可能性の検討を実施しています。
その他の取組	●国の補助事業の更なる活用を図ります。 ●効率的な工区の設定や工法について調査・研究を行います。 ●他の事業における工事と合併工事施工を行い、工期や費用の抑制を図ります。 ●使用料収入が見込める未普及地域を優先的に整備し、使用料収入の増収を図ります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	●平成25年度及び平成30年度と定期的に使用料の見直しを行っており、計画期間中において収支ギャップが生じることから、今後も、定期的な見直しをいたします。 ●使用料の算定にあたっては、平成31年4月に地方公営企業法の適用を受けたことから、資本費を使用料対象経費とすることを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	●現在、駐車場として貸し付けている脇浜雨水ポンプ場用地以外の余剰な土地・建物はないため、該当無しとします。
その他の取組	●国の補助事業の更なる活用を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	●現在、ウォーターPPPの導入の可能性の検討を実施しています。
職員給与費に関する事項	●年齢及び勤続年数が偏ることのないように長期的な視点で職員を採用し、人材育成と技術継承に努めます。 ●組織間の情報共有を密にし、全職員が取組みに対する意思統一を図るなど組織力の強化に努めます。
動力費に関する事項	●施設の更新時には、省エネルギーに配慮した機器の選定を行うとともに、新たな自然エネルギーの活用についても検討します。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	●点検記録や事故記録、修繕履歴などの蓄積・分析を行うなど、アセットマネジメントのレベルアップを図る中で、適切な時期に修繕を行っていく。 ●ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型維持管理を実施、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	●民間活用の調査・研究を進め、委託範囲の拡大などを検討します。
その他の取組	●流域下水道維持管理負担金の軽減を図るため、不明水の解消に努めます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- 毎年度、進捗管理を行うとともに、定期的に見直しを行い、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)のサイクル(PDCA サイクル)を継続的に実施します。
- 改定にあたっては、「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取組等についても検証し、必要な見直し(ローリング)を行います。
- 毎年度、下水道事業の経営状況を見極め、一般会計の過度の負担を求めることにならないよう、時機を逸することなく、適正な時期に使用料の見直しを行います。また、使用料改定の結果を経営戦略へフィードバックするため、使用料改定の翌年度に経営戦略を見直すサイクルを確立します。
- 「経営戦略」策定後において新たな経営健全化や財源確保に係る取り組みが具体化した場合等においては、その内容を「経営戦略」に追加します。

貝塚市下水道事業経営戦略ロードマップ

1 これまでの主な経営健全化の取組み

下水道事業では、水洗化促進を始めとして、課の統合による定員の適正化など経営の健全化に向けた取組みに努めてきました。しかしながら、一般会計からの分流式下水道等に要する経費や基準外繰出に依存せざるを得ない状況にあり、この状況からの脱却が求められています。

2 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要検等の運用について（令和6年4月1日）」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、令和7年度に市民、有識者等の意見を取り入れるために（仮称）上下水道事業経営審議会を設置し、下水道使用料の改定時期、改定率、下水道使用料のあり方を検討し、計画期間中に経費回収率100%にするための改定を実施します。その際、近年の世帯構成の変化を考慮し、使用料体系の見直しを図ります。また、使用料改定の結果を経営戦略へフィードバックするため、使用料改定の翌年度に経営戦略を見直すサイクルを確立します。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
経営戦略計画期間										
経営戦略の見直し		使用料改定の翌年度に見直しを実施								
使用料の改定		市民、有識者等の意見を聞き改定								

3 業績目標

ロードマップに従い、経費回収率の向上に向けた業績目標を以下に示します。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
経費回収率（改定前） （％）（a/b）	89.0	93.8	92.4	90.7	87.4	83.8	81.2	79.2	77.8	76.7
使用料収入（a） （百万円）（改定前）	874	936	965	968	975	976	979	982	988	987

汚水処理費（b） （百万円）	982	997	1,044	1,068	1,116	1,164	1,206	1,240	1,270	1,286
経費回収率（%）	89.0	93.8	目標値：100%以上							
水洗化率（%）	86.3	86.5	86.7	86.9	87.1	87.3	87.5	87.7	87.9	88.1

・経営戦略に示すとおり、令和 7 年度から当期純損失が発生することから、下水道使用料見直し、計画期間中の経費回収率 100%以上を確保します。

・水洗化率の向上をさせるため、令和 15 年度で水洗化率 88.1%を目標として、戸別訪問強化に取り組み、安定した下水道使用料収入の確保に努めます。特に、供用開始後、相当年数が経過した世帯への戸別訪問を強化します。

・令和 2 年度から実施している使用料収入が見込める未普及地域の優先整備を継続して実施します。

4 支出削減のための取組

（1）整備区域の見直し

令和 4 年度から検討を開始している整備計画区域の見直しを令和 15 年度までに完了させます。

（2）上下水道一体による効率的な污水整備

（ア）令和 6 年度から污水管整備にあたっては、水道管工事等との合併施工を行い、費用の抑制を行います。

（イ）污水管整備において支障となる水道管の移設について、污水管渠布設と一体発注の検討を開始し、令和 10 年度までに制度の確立を図ります。

（3）ウォーターPPP 導入による支出の削減

下水道事業を持続可能な事業とするため、令和 5 年度からウォーターPPP 導入可能性調査を実施しています。導入にあたっては、まず、令和 9 年度から 3 年間の管理・更新一体マネジメント方式で導入し、その検証を経て令和 12 年度からウォーター PPP3.5 に移行することを検討しております。また、ウォーターPPP 導入後は、適正な人員配置に努め、支出の削減を図ります。